

特別支援教育就学奨励費のご案内



● 特別支援教育就学奨励費とは

国の補助のもとで行っている制度です。特別支援学級等に通う児童生徒の保護者の方に対し、給食費などの経費の一部を支給することで、経済的な負担を軽減するための制度です。

● 対象となる方

- (1) 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の方
- (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当し、通常学級に通学する児童生徒の保護者の方
- (3) 通級指導教室に在籍している児童生徒の保護者の方（通学費のみが対象）

※ (1)(2)で、生活保護費・就学援助費を受給している方は、重複して受給することができません。

※ (3)で、生活保護費・就学援助費を受給している方も対象となります。

● 今後の事務の流れ

- (1) 毎年6月頃に学校を通じて書類（調書）を配布します。
- (2) 期日までに、収入額・需要額調書及び所得・（非）課税証明書を提出してください。
※ 1月1日現在新座市に住民登録がある方は不要です。
- (3) 8月頃、国で定める世帯の所得基準に応じて計算された支弁区分（Ⅰ～Ⅲ段階）の決定を通知します。
- (4) 9月末から、振込みを開始する予定です。

【参考】 学用品費等の定額支給について

特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支給に当たっては、これまで国の要綱等に基づき、領収書等の提出をお願いしていましたが、令和5年度から学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費を定額支給とし、領収書（レシート等）の提出を不要としました。

● 支給予定額（令和6年度）

【単位：円】

区分		小学校	中学校
①学用品・ 通学用品購入費	1学期分	2,425	4,750
	2学期分	1,940	3,800
	3学期分	1,455	2,820
	計	5,820	11,370
②校外活動費 (宿泊を伴わないもの)		800	1,155
③校外活動費 (宿泊を伴うもの・林間学校含む。)		1,845	3,105
④新入学児童生徒学用品 ・通学用品購入費		25,555	30,490
⑤体育実技用具費	柔道	-	3,825
	剣道	-	26,455
	スキー	-	19,015
⑥修学旅行費		実費(ただし、心付け、乗務員経費、雑費等の 補助対象外経費を除いた額)の2分の1	
⑦通学費		実費(第Ⅲ段階は実費の2分の1) ※通級児童生徒も対象となります。	
⑧交流及び共同学習交通費		実費(第Ⅲ段階は実費の2分の1)	
⑨職場実習交通費			実費 (第Ⅲ段階は実費の2分の1)
⑩学校給食費		実費の2分の1	

※ 区分によって、支給する経費や金額が異なります。

※ 支給額は変更となることがあります。



問合せ

新座市教育委員会学務課
(新座市役所第二庁舎 2 階)
電話 048-477-6869